

よくある質問

1	補助金の交付の採択予定数や上限はありますか？	令和7年度の予算額が3,000万円となっておりますので、その範囲内となります。
2	過去の応募件数と採択件数を教えてください。	令和4年度 12件の申請があり、6件が採択されました。 令和5年度（1次募集） 7件の申請があり、5件が採択されました。 令和5年度（2次募集） 3件の申請があり、2件が採択されました。 令和6年度 10件の申請があり、7件が採択されました。
3	応募書類について、オンラインによる申請では、会社の登記簿謄本等も、pdf化して電子申請すれば足りますか？	その通りです。オンラインによる申請では、全ての応募書類を電子データとして御提出ください。 ※メールのみの提出ではオンラインによる申請とは認められません。必ず「ちば電子申請サービス」により申請してください。
4	当社は医療機器製造販売業の許可事業者ですが、研究・製品開発補助の申請をする場合、他の医療機器製造販売業者との連携は必要ですか？	研究・製品開発補助では、開発する機器を販売できる資格を持った製造販売業者等との連携が必要であると定めていますが、自社がその資格をもった製造販売業者である場合は、連携は不要です。 なお、医療機器製造業のみでは販売を行うことができないため、医療機器製造販売業者との連携が必要となります。 例1）医薬品医療機器等法第2条第4項に定める医療機器の開発を行う場合、以下の事業者等と連携が必要 ・医療機器製造販売業者（第一種～第三種） ・体外診断用医薬品製造販売業者

		(医薬品製造販売業者（第一種、第二種）、医薬部外品製造販売業者、化粧品製造販売業者） 例2）医療機器以外の医療・健康・福祉・介護関連の機器等の開発を行う場合、以下の事業者等と連携が必要 ・高度管理医療機器等の販売業者又は貸与業者 ・管理医療機器の販売業者又は貸与業者 ・福祉用具貸与事業者 ・特定福祉用具販売業者 ・介護予防福祉用具貸与業者 ・特定介護予防福祉用具販売業者
5	研究・製品開発補助では、製造販売業者等との連携が申請の条件となっていますが、連携についてはどのように確認するのでしょうか？	補助事業計画書（別紙1）の「他からの協力者又は指導者」の欄及び補助事業内容説明書（別紙2）の2（3）「他からの指導者又は協力者」の欄に連携先の製造販売業者等を記載してください。 なお、自社が製造販売業者等である場合は、連携先の記載は必須ではありません。
6	医療機器ではなく、健康器具は申請の対象になりますか？	「健康医療ものづくり製品」とは医療機器及び医療・健康・福祉・介護関連の機器等を指すため、健康器具も対象となります。
7	動物用の治療機器は申請の対象になりますか？	ヒト用のものが対象となり、動物用のものは対象外となります。
8	NPO 法人は申請できますか？	補助対象者は中小企業基本法で既定される中小企業者及び個人に限定されるため、NPO 法人は申請対象外となります。
9	補助対象経費全体の中で委託費や外注加工費、専門家謝金を合計した割合が2/3を超えてしましますが、申請は可能ですか？	補助対象経費全体の概ね2/3以上が委託費や外注加工費、専門家謝金に係る経費で占められ、かつ補助事業の中で自社が果たす役割が不明確な申請は採択されません。 一方、補助事業における自社の役割が明確であれば申請は可能です。

10	2年事業の申請では、1年目の申請よりも2年目の申請の方が補助金額を多くすることは可能でしょうか？ （原材料・消耗品費が期をまたいで納品になる可能性があり、研究・製品開発補助で2年事業での申請を検討しています。）	当補助事業の予算額の都合により、1年目の申請よりも2年目の申請の補助金額を多くすることはできません。 研究・製品開発補助で事業期間が2年間の場合、2年目の補助限度額は1年目の補助金交付決定額の同額以下で、2年間の合計で1,000万円までとなります。 例1）1年目の補助金交付決定額 300万円 →2年目の補助金交付決定額は300万円が上限 ただし、経費の一区分が1年目より多くなることは可能です。 例2）1年目の補助金交付決定額 300万円のうち 原材料・消耗品費の区分が100万円 →2年目の補助金交付決定額 300万円のうち 原材料・消耗品費の区分が200万円 また、補助金は単年度ごとの交付となるため、見積・発注・納品・支払が同一年度内に完結する必要があります。 ※補助金の交付決定は単年度ごとになるため、1年目の事業に採択されたとしても、2年目の事業の採択については確約できません。
----	---	--